



厚生労働省発職第 0122001 号

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（船員保険法の改正に伴う雇用保険法の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成19年1月22日

厚生労働大臣

柳澤

伯夫



雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（船員保険法の改正に伴う雇用保険法の一部改正関係）

第一 雇用保険法の一部改正

一 雇用保険法の適用対象に船員を含むものとする事。

二 その他所要の規定の整備を行う事。

第二 その他

一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする事。

二 経過措置

船員保険の被保険者であつた期間を雇用保険の被保険者であつた期間に通算する等この法律の施行に  
関し必要な経過措置を定めるものとする事。

三 関係法律の整備等

その他関係法律について、所要の規定の整備等を行うものとする事。